

物品借用申請書

使用目的

使用物品

※全体で申請数が多い場合は調整させていただきます

使用期間

年 月 日 午前・午後 時から

年 月 日 午前・午後 時まで

※貸出返却時に数量等を確認するため、時間は必ず記入願います

上記のとおり借用したく申請します。

年 月 日

申請団体名

代表者住所

氏名

TEL

仙北市農山村体験デザイン室長 様

物品借用許可書

上記の申請について、借用を許可します。

ただし、注意事項を厳守ください。

年 月 日

管理者

仙北市農山村体験デザイン室長

(注意事項)

1. 使用期間中に市において公用又は公用の用に供するため必要を生じた時は、直ちに現状に復し返還すること。
2. 破損した場合は、原則として現状復帰のうえ、返還していただきます。

貸出時 確認印		返却時 確認印		<input type="checkbox"/> 数量確認 <input type="checkbox"/> 破損箇所が有 <input type="checkbox"/> 無
------------	--	------------	--	---

問い合わせ先 農山村体験デザイン室 TEL 0 1 8 7 - 4 3 - 3 3 5 3

農山村体験デザイン室通信端末等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、モニターツアー等グリーン・ツーリズムの推進に係る活動において、仙北市農林部総合産業研究所農山村体験デザイン室（以下デザイン室という）所有の通信端末を、モニター旅行者及び市内の団体等に貸出しするために必要な事項を定めるものである。

(利用資格)

第2条 借受の出来る者は、デザイン室が主催及び事務局を務める関連団体等が主催するモニターツアーの旅行者、及び市内のグリーン・ツーリズムに関連する事業者とする。

(貸出条件)

第3条 以下のすべてを満たすものとする。

- (1) 仙北市のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 通信端末等は、正しい使用方法に従って使用すること。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 選挙活動や布教活動などに関連した使用のおそれがないこと。
- (5) 貸出期間は、原則として2日以内とするが、必要に応じて調整する。
- (6) アプリケーション等のダウンロードはしないこと。

(貸出物)

第4条 貸出しが可能な通信端末等は、次のとおりとする。

- (1) モバイルWi-Fiルーター
BF-01B (NTTdocomo製)
- (2) 通信端末
iPod Touch・8GB (Apple製) 3台
iPad2・16GB (Apple製) 1台

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(借受申請)

第6条 通信端末等を借受する場合には、物品借用申請書に必要事項を記入の上、手続を行うものとする。

(貸出承認)

第7条 通信端末等の貸出の承認、不承認は、活用内容等が適正であるかを審査したうえで判断し、物品借用許可書で結果を通知する。

(借受遵守事項)

第8条 通信端末等の貸出承認通知書を受けたものは、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 返却はクリーニング処理のうえ返却すること。

(留意事項)

第9条 借受者は、次の事項について留意するものとする。

- (1) 借受者がこの規定に違反したと認めた場合は、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出は承認しない。また、そのために借受者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。
- (2) 汚損・破損した場合は、借受者の責任と負担により、補修又は修理を行い、原状に復さなければならない。また、紛失の場合は、原品にて弁償しなければならない。
- (3) 通信端末等の利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借受者の責任において適切に処理すること。

(その他)

第10条 その他、この要領に定めのない事項については、関係者間で協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。